

調 停 申 請 書【注1】

【注2】

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請

【注3】

三重県建設工事紛争審査会 御中

【注4】

申 請 人

印

1 当事者及びその代理人の住所氏名【注5】

〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 TEL (000) 000-0000
FAX (000) 000-0000
申請人（注文者） 〇〇 〇〇

〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 TEL (000) 000-0000
FAX (000) 000-0000
被申請人（請負人） 〇〇建設株式会社
同代表者代表取締役 〇〇 〇〇

2 許可行政庁の名称及び許可番号【注6】

被申請人 〇〇建設株式会社
〇〇〇〇許可（〇-〇〇）第〇〇〇〇号

3 調停を求める事項【注7】

被申請人は、申請人に対し、本県工事請負契約に係る建築物の瑕疵に関し、瑕疵補修代金として金〇〇万円を支払え、との調停を求める。【注8】

4 紛争の問題点及び交渉経過の概要【注9】

(1) 申請人と被申請人とは、令和〇〇年〇〇月〇〇日甲第1号証のとおり本件工事請負契約を締結した。

本件工事については、令和〇〇年〇月〇〇日に建築確認を受け（甲第2号証）、令和〇〇年〇月上旬に工事が完成し、申請人は同年〇月〇日本件建物の引渡しを受けた。

本件工事の請負代金については、申請人は令和〇〇年〇月〇日に〇〇万円、同年〇月〇日に〇〇万円、そして引渡し後の令和〇〇年〇月〇日に残金の〇〇万円を被申請人に支払い、代金の支払いは完了している。

(2) ところが、本件建物には、次のような不具合が発生している。

①外装タイルのはがれ

引渡し直後から建物北側の外装タイルのはがれ始め、雨水が浸水してくるために2階〇〇室の壁面を汚損するに至っている。（甲第3号証の1ないし10）

このため、申請人は、被申請人に対し、この瑕疵について補修するよう申し入れたところ、令和〇〇年〇月〇〇日両者間でこの外装タイル補修方法について合意した。

(甲第4号証)

しかし、被申請人は誠意をもって対応せず、一向に補修を行わないので、上記合意どおりの補修方法により別業者に補修工事を行わせた。

この補修工事に要した費用は金〇〇万円(甲第5号証)であった。

②設計と異なる電気器具の取付け

設計では、非常用の蛍光灯はバッテリー内臓のものを取り付けることになっていたが、実際は普通の蛍光灯を取り付けており、その差額は〇〇万円であった。

(3) よって、申請人は、被申請人に対し、上記(2)の①～②の合計金額〇〇万円の支払いを求めるものである。

5 その他紛争処理を行うに際し参考となる事項【注10】

工事現場 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
工事名 〇〇マンション新築工事
工事概要 RC3階建陸屋根共同住宅 延床面積〇〇㎡
請負代金 〇〇〇〇万円
工期 令和〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日

6 申請手数料の額 金〇〇〇〇〇円【注11】

添付書類

登記事項証明書 【注12】
委任状 【注13】
仲裁合意書 【注14】
管轄合意書 【注15】

証拠書類【16】

甲第1号証 工事請負契約書(写し) (←必ず提出する)【注17】
甲第2号証 建築確認通知書(写し)
甲第3号証の1ないし10 雨漏り、蛍光灯等の状況写真
甲第4号証 外装タイル補修方法に合意したことを証明する書面
甲第5号証 外装タイル補修工事費の領収書

収入証紙 収入証紙 収入証紙 収入証紙 【注18】

※申請者は、A4版、横書、左とじ

※提出部数は、正本1部、副本4部(あっせんは2部)

【申請書作成上の注意】

【注1】 あっせん又は仲裁の場合は、それぞれ「あっせん申請書」、「仲裁申請書」と記載します。

【注2】 申請書を実際に提出する年月日を記載します。

【注3】 審査会の表示

- ①三重県建設工事紛争審査会と記載してください。
- ②中央審査会又は他の都道府県審査会に申請するときは、「中央建設工事紛争審査会」又は当該都道府県建設工事紛争審査会名を記載してください。

【注4】 申請人の表示

- ①原則として、請負契約の名義人が申請人となります。
- ②申請人が個人の場合は、個人名を記載し、押印します。
申請人が法人の場合は、法人名及び代表者の役職及び氏名を記載し、押印します。
(契約名義が営業所長等であっても、申請人は原則として法人及びその代表者となります。)
- ③代理人が申請する場合は、その氏名を記載し、代理人が押印します。
- ④申請人の親族の名義や、支店長など代表権のない人の名義で申請するときは、代理人として記載します。
(ただし、審査会は、弁護士でない者が代理人となることを認めないことがあります。)

【注5】 住所及び電話番号を必ず記載してください。FAX番号がある場合はFAX番号も記載してください。

【注6】 許可行政庁の名称及び許可番号

- ①管轄審査会を確認する必要がありますので、申請人、被申請人の別を問わず、許可を受けている場合は必ず記載してください。
- ②許可番号等は、建設業者から直接聞くか、次に問い合わせてください。
国土交通大臣許可の業者である場合……………国土交通省各地区整備局等
都道府県知事許可の業者である場合……………都道府県の建設業許可担当部局

【注7】 調停を求める事項

- ①訴状の「請求の趣旨」に相当する部分です。
何を請求するか結論を書く部分ですので、その内容を極力簡潔に、説明抜きで数行程度にまとめて記載します。
- ②あっせんの場合は「あっせんを求める事項」、仲裁の場合は「仲裁を求める事項」と記載します。また、「調停を求める。」の部分は、あっせんの場合は「あっせんを求める。」、仲裁の場合は「仲裁を求める。」と記載します。

【注8】 「瑕疵(かし)」とは、建築物等が通常備えなければならない性質を欠いていることを言います。

【注 9】 紛争の問題点及び交渉経過の概要

- ①訴状の「請求の原因」に相当する部分です。請求の内容を具体的に説明する部分ですので、争点ごとに申請人の主張及び従来からの交渉の計画について必要な範囲を記載します。
- ②被申請人のみならず、第三者である審査会の委員が十分理解できるように、分かり易く、できる限り証拠を示して記載してください。

【注 10】 工事請負契約書、建築確認通知書等に記載の事項を転記します。

【注 11】 申請手数料の額は、建設工事紛争審査会ホームページの申請手数料（計算式）で算出してください。

あっせん又は調停の打切りの通知を受けた日から2週間以内に当該あっせん又は調停の目的となった事項について、仲裁の申請をする場合には、次のとおり、当該あっせん又は調停の事件番号及び当該事件について納めた申請手数料の額を括弧書きで付記してください。

6 申請手数料の額 金〇〇〇〇〇円 (うち令和〇〇年(調)第〇〇号について納めた額 金〇〇〇〇〇円)

【注 12】 登記事項証明書

- ①当事者が法人である場合は、代表者の代表権を証明するために提出します。法務局（登記所）で交付を受けてください。
- ②登記事項証明書の種類は、「履歴事項証明書」、「現在事項証明書」、「代表者事項証明書」のいずれでも構いません。
- ③申請人と被申請人の双方又は一方が法人のときは、法人の分全てが必要です。

【注 13】 紛争処理権限を代理人に委任する場合に提出します。

【注 14】 仲裁を申請する場合に提出します。

【注 15】 管轄合意に基づいて申請する場合に提出します。

【注 16】 証拠書類

- ①申請人が提出する証拠書類は「甲」号証とします。なお、被申請人が提出する証拠書類は「乙」号証とします。
- ②申請人が提出する証拠書類には、赤書で「甲第〇〇号証」と一連番号をふってください。写真集のように枚数で一組になっているものについては、甲第〇〇号証の1, 2, ……………のように枝番号をふってください。

【注 17】 工事請負契約書（写し）

- ①最も基本的な証拠であり、請負契約に関する紛争であることを証明するためにも必要ですので、必ず提出してください。
- ②契約書添付の図面等は、請求内容に関係ある部分のみで結構です。

【注 18】 県証紙

- ①申請手数料分の県証紙を正本の末尾に貼ります。（割印しないこと）
- ②県総合庁舎などで購入してください。